

## 参考

### サービス産業消費喚起事業（Go TO トラベル事業）給付金給付規程（抄）

#### （給付の対象）

第5条 給付金は、令和2年7月22日から令和3年3月中旬（予定）までに行われる国内旅行のうち、別途次長等が定める宿泊旅行又は同日中に出発地に戻ることが予定されており、かつ、旅行先で一定の消費が見込まれる日帰り旅行であって、現に実施されたものの旅行者又は同旅行者であって宿泊地の属する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県として事務局が指定する都道府県（日帰り旅行の場合は当該都道府県。以下「指定都道府県等」という。）において商品・サービスを地域共通クーポン（旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、事務局の登録を受けた地域共通クーポン取扱店舗で使用できる紙クーポン又は電子クーポンであって、事務局が定める方法により発行されたものに限る。）を利用して購入した者に対して給付する。

#### 2・3（略）